

## 入札説明書

### 供給物品名

消防本部庁舎ほか2施設で使用する  
高圧電力の供給

十日町地域広域事務組合

本入札説明書は、消防本部庁舎ほか2施設で使用する高圧電力の供給の一般競争入札（以下「競争入札」という。）に適用されるものであり、入札公告に定める事項及びその他の関係法令に定める事項のほか、この入札説明書に基づき実施するものとする。

この場合において仕様等について疑義がある場合は、質疑書を提出し説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様等についての不知不明を理由としての異議を申し立てることはできない。

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 調達物品名及び数量

消防本部庁舎ほか2施設で使用する高圧電力の供給

### (2) 数量

約 349,736 キロワットアワー

### (3) 調達物品の内容等

別添「電力供給条件仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

### (4) 供給場所

消防本部庁舎ほか2施設（「仕様書」のとおり）

### (5) 供給期間

平成31年6月1日から平成32年3月31日まで

### (6) 入札方法

ア この入札は、(5)に掲げる期間における概算数量の総価により行う。

イ 落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。

ウ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札時に入札書とは別の用紙に入札金額の積算方法を記した積算内訳書を封筒に入れ封をして提出すること。

## 2 入札参加資格

入札に参加できる者は、開札の日において、次に掲げる資格要件の全てを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づき一般競争入札に参加することができないとされている者でないこと。

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 の規定に基づき小売電気事業者としての登録を受けている者であること。
- (5) 供給期間の開始日までに電気供給の体制を整備できる者であること。
- (6) 事故発生時等に緊急対応可能な体制を整備できる者であること。
- (7) 次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
  - エ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - キ ウからカに掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

### 3 入札に関する問い合わせ先

〒948-0007 十日町市四日町新田 1041 番地  
十日町地域広域事務組合 総務課 財政会計係  
電話 025-757-1556 FAX 025-757-8499  
電子メール fd-zaisei@tokamachi-kouiki.jp

### 4 競争入札参加申請等

- (1) 本件の入札に参加を希望する者（以下「入札参加申請者」という。）は(2)の提出書類を、平成 31 年 2 月 21 日(木)17 時（必着）までに上記 3 の場所に持参又は郵送により提出すること。
- (2) 提出書類
  - ア 一般競争入札参加資格申請書（様式 1）
  - イ 会社概要（様式 1 添付書類名欄参照）
  - ウ 安定供給確約書（様式 2）
  - エ 小売電気事業者として登録されていることを証する書類の写し

- オ 国税（法人税、消費税及び地方消費税）の納税証明書（その3の3）の写し（申請日の前3か月以内に発行のもの）
  - カ 十日町市納税証明書の写し（申請日の前3か月以内に発行のもの）  
ただし、十日町市に納税義務がない場合は申出書（様式3）
  - キ 津南町納税証明書の写し（申請日の前3か月以内に発行のもの）  
ただし、津南町に納税義務がない場合は申出書（様式4）
  - ク 暴力団等の排除に関する誓約書（様式5）
- (3) 入札参加申請者は、提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じるものとする。
- (4) 「一般競争入札参加資格確認結果通知書」を平成31年2月25日(月)までに発送する。
- (5) 「一般競争入札参加資格確認申請書」提出後に入札参加を辞退する場合は、入札辞退届（様式9）により届け出ること。

5 入札保証金及び契約保証金  
いずれも免除する。

6 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 日 時 平成31年3月7日(木) 14時
- イ 場 所 十日町地域消防本部 庁舎3階 多目的ホール

(2) 郵送による入札書の提出期限等

- ア 提出期限 平成31年3月6日(水)17時（必着）
- イ 提出先 上記3の場所へ提出すること。
- ウ その他 一般書留又は簡易書留により郵送

入札書及び積算内訳書はそれぞれ別の内封筒に入れ密封し、それを外封筒に入れて郵送すること。なお、内封筒及び外封筒には「消防本部庁舎ほか2施設で使用する高圧電力の供給  
入札書在中」と朱書きするとともに、開札日及び商号を記入すること。

(3) 入札参加者又はその代理人は、仕様書及び別添「電力供給契約書（案）」を熟知のうえ、応札すること。

なお、仕様書等について疑義がある場合は、「質疑書（様式6）」を平成31年2月14日(木)17時まで上記3へ電子メール又はファックスにより提出すること。回答は平成31年2月20日(水)17時まで本市ホームページに掲載する。

(4) 入札参加者又はその代理人は、入札会場に入場しようとするときは、入札担当

職員に「一般競争入札参加資格確認結果通知書」の写しを提出するとともに、代理人に入札させる場合においては入札権限に関する委任状を提出すること。

- (5) 入札参加者又はその代理人は、本入札説明書に添付されている「入札書（様式7）」及び「委任状（様式8）」を使用すること。
- (6) 入札金額の算出基礎として、積算内訳書（押印不要）を作成し、入札時に提出すること。  
なお、積算内訳書の電力料金単価には1円未満の端数を含むことができる。

## 7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。なお、(3)又は(4)に該当する入札は、その入札の全部を無効とすることができる。また、入札の効力は十日町地域広域事務組合 管理者（十日町市長）が決定することとし、入札参加者は、その決定に対して異議を申し立てることができない。

- (1) 入札に参加するに必要な資格のない者又は代理権のない者がした入札
- (2) 入札書の記載事項中、入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札
- (3) 入札者が2以上の入札（入札者本人及びその代理人がした入札を含む。）をした場合におけるその者の全部の入札
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する不正な行為による入札
- (5) 公正を疑うに足りる相当な理由があると認められる入札
- (6) その他入札に関する条件に違反した入札

## 8 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者が開札に出席していない場合は、当該入札執行事務に関係のない本組合職員がこれに代わってくじを引くものとする。
- (3) 落札者を決定した場合において、落札者以外の入札者から請求があったときは、速やかに落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札されなかった理由を、当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

## 9 入札の中止等

入札までの間にやむを得ない事由のため、当該入札を延期又は中止することがあ

る。

なお、中止となった場合でも、申請書その他提出書類の作成費用は申請者の負担とする。

#### 10 その他

- (1) 入札参加者及び落札者が本件供給に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は落札者が負担する。
- (2) この入札に係る契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削減があった場合、十日町市は、この契約を変更又は解除することができるものとする。
- (3) 基本料金単価、電力量料金単価については、消費税法等改正に伴い消費税及び地方消費税の税率が 8% から 10% に引上げられた場合は、各単価に 108 分の 100 を乗じた数値に 100 分の 110 を乗じた数値とし、端数については小数点以下第 3 位で四捨五入とすることとする。

## 電力供給条件仕様書

### 1 概要

- (1) 件名 消防本部庁舎ほか2施設で使用する高圧電力の供給  
(10 か月予定使用電力量 約 349,736 キロワットアワー)
- (2) 履行場所 別紙1のとおり
- (3) 業種(用途) 公共施設(消防署)
- (4) 現供給者 東北電力(株)

### 2 仕様

- (1) 電気方式等 別紙1のとおり
- (2) 契約電力及び予定使用電力量
  - ア 契約電力 別紙1のとおり  
ただし、各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
  - イ 予定使用電力量 別紙1の年間電力量を予定使用量とする。(平成31年6月～翌年3月)  
ただし、気象条件や社会経済情勢によって増減する可能性がある。なお、見積金額の算定にあたっては、別紙1に記載の「契約電力」及び「年間電力量」により1年間の金額を算定すること。
  - ウ 使用電力量実績 別紙1のとおり
- (3) 供給期間  
平成31年6月1日0時から平成32年3月31日24時まで
- (4) 供給地点  
対象建物の十日町地域広域事務組合所有の開閉器の電源側接続点
- (5) 電気工作物の財産分界点  
供給地点に同じ。ただし、取引用計量装置は、一般送配電事業者の所有とする。
- (6) 保安上の責任分界点  
供給地点に同じ。

### 3 その他

- (1) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めないその他の供給条件については、圏域内の一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。
- (2) 見積金額の算定にあたっては、力率は100パーセントとし、燃料費調整及び再

生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。なお、実際の取引においては、毎月の実測力率により調整可能とすることに留意すること。

- (3) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
  - ア 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
  - イ 使用電力量の単位は1キロワットアワーとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
  - ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その小数点以下を切り捨てる。
  - エ 力率の単位は1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
- (4) 使用電力量の検針後、検針結果（種別、使用電力量、単価、料金等）を速やかに各施設へ通知するものとし、全施設の検針結果については取りまとめの上、十日町地域広域事務組合に提出するものとする。提出形式、方法、時期については協議可能とするが、十日町地域広域事務組合の指定によるものとする。
- (5) 電力量等の検針に必要な機器の準備及び機器交換工事作業等について調整が必要な場合には、電力供給事業者（小売電気事業者）が一般送配電事業者と調整すること。
- (7) いずれの施設にもスマートメーターは未設置であること及び消防本部庁舎にのみ、電力の一部自給を目的として、自然エネルギーを利用した自家消費用太陽光発電システム（太陽光パネル、パワーコンディショナー）を設置していることに留意すること。
- (8) 原則として、十日町地域広域事務組合の負担は電力使用料のみとし、その他の電力供給等に係る一切の費用は電力供給事業者側が負担すること。
- (9) この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定するものとする。

【別紙1】消防本部庁舎及び各分署

※H31年度の契約期間はH31.6月から翌年3月までのため、4月・5月の電気量は記載せず。

No.	施設名	電圧 (kV)	契約電力 (kW)	契約種別名 ※注2	年間電力量 (kWh)	区分	合計	H30.1月 (kWh)	2月 (kWh)	3月 (kWh)	4月 (kWh)	5月 (kWh)	6月 (kWh)	7月 (kWh)	8月 (kWh)	9月 (kWh)	10月 (kWh)	11月 (kWh)	12月 (kWh)	電力量データ年度	現供給者					
1	消防本部庁舎	6.0	128 127 ※注1	業務用季節別 時間帯別電力	258,612	ピーク	5,892								1,381	2,044	2,058	409			H29～H30	東北電力㈱				
						夏季屋間	24,704						5,829	8,807	8,498	1,570										
						他季屋間	91,436	12,888	23,411	11,933					11,071	2,874				7,053			10,498	11,708		
						夜間	136,580	25,559	24,467	12,739					9,937	10,305	10,176	10,186	10,373	10,114			12,724			
						計	258,612	38,447	47,878	24,672					21,008	20,389	21,027	20,742	19,405	20,612			24,432			
2	南分署	6.0	31 30 ※注1	業務用季節別 時間帯別電力	47,379	ピーク	1,345								105	611	465	164			H29～H30	東北電力㈱				
						夏季屋間	5,939							450	2,620	2,073	796									
						他季屋間	14,652	2,197	3,399	2,380					1,689	1,397				371			1,572	1,647		
						夜間	25,443	5,400	3,789	3,258					1,521	1,705	2,569	2,053	1,746	1,672			1,730			
						計	47,379	7,597	7,188	5,638					3,210	3,657	5,800	4,591	3,077	3,244			3,377			
3	しづみ分署	6.0	19 21 ※注1	業務用季節別 時間帯別電力	43,745	ピーク	1,074								171	419	370	114			H29～H30	東北電力㈱				
						夏季屋間	4,641								790	1,762	1,599	490								
						他季屋間	13,707	1,506	2,774	2,308					1,537	859				765			1,768	2,190		
						夜間	24,323	3,682	3,743	3,303					1,492	1,740	2,030	1,651	1,748	1,995			2,939			
						計	43,745	5,188	6,517	5,611					3,029	3,560	4,211	3,620	3,117	3,763			5,129			
合計					349,736																					

※注1：上段はH30年1月の、下段はH30年2月から12月までの適用電力

※注2：平成30年度の東北電力との契約種別名

<参考：年間電気量>

No.	施設名	電圧 (kV)	契約電力 (kW)	契約種別名 ※注2	年間電力量 (kWh)	区分	合計	H30.1月 (kWh)	2月 (kWh)	3月 (kWh)	4月 (kWh)	5月 (kWh)	6月 (kWh)	7月 (kWh)	8月 (kWh)	9月 (kWh)	10月 (kWh)	11月 (kWh)	12月 (kWh)	電力量データ年度	現供給者				
1	消防本部庁舎	6.0	128 127 ※注1	業務用季節別 時間帯別電力	302,728	ピーク	5,892								1,381	2,044	2,058	409			H29～H30	東北電力㈱			
						夏季屋間	24,704							5,829	8,807	8,498	1,570								
						他季屋間	111,508	12,888	23,411	11,933	11,715	8,357	11,071	2,874					7,053	10,498			11,708		
						夜間	160,624	25,559	24,467	12,739	11,775	12,269	9,937	10,305	10,176	10,186	10,373	10,114	12,724						
						計	302,728	38,447	47,878	24,672	23,490	20,626	21,008	20,389	21,027	20,742	19,405	20,612	24,432						
2	南分署	6.0	31 30 ※注1	業務用季節別 時間帯別電力	54,283	ピーク	1,345								105	611	465	164			H29～H30	東北電力㈱			
						夏季屋間	5,939							450	2,620	2,073	796								
						他季屋間	17,911	2,197	3,399	2,380	1,903	1,356	1,689	1,397					371	1,572			1,647		
						夜間	29,088	5,400	3,789	3,258	1,821	1,824	1,521	1,705	2,569	2,053	1,746	1,672	1,730						
						計	54,283	7,597	7,188	5,638	3,724	3,180	3,210	3,657	5,800	4,591	3,077	3,244	3,377						
3	しづみ分署	6.0	19 21 ※注1	業務用季節別 時間帯別電力	51,605	ピーク	1,074								171	419	370	114			H29～H30	東北電力㈱			
						夏季屋間	4,641								790	1,762	1,599	490							
						他季屋間	16,720	1,506	2,774	2,308	1,828	1,185	1,537	859					765	1,768			2,190		
						夜間	29,170	3,682	3,743	3,303	2,734	2,113	1,492	1,740	2,030	1,651	1,748	1,995	2,939						
						計	51,605	5,188	6,517	5,611	4,562	3,298	3,029	3,560	4,211	3,620	3,117	3,763	5,129						
合計					408,616																				

※注1：上段はH30年1月の、下段はH30年2月から12月までの適用電力

※注2：平成30年度の東北電力との契約種別名